

図面作成業務積算基準

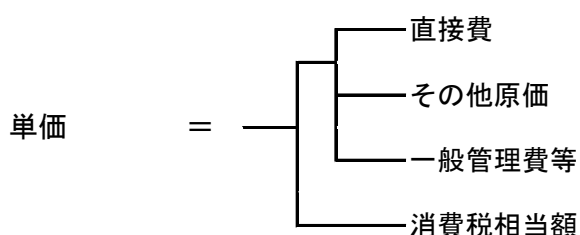
1. 適用範囲

この基準は、「図面作成業務」を建設コンサルタント等に単価契約方式により委託する場合等に適用するものとする。

「図面作成業務」とは、既に完了している設計成果図の一部修正等とし、工事発注単位毎の各種数量計算、概算工事費の算出及び設計条件等の一部変更に伴う簡易な安定・応力計算を含むものとする。

但し、高度な設計計画、複雑な構造計算及び新規設計業務等は対象としないものとする。

2. 単価の決定方法



3. 単価の積算

(1) 積算方法

委託業務の作業毎に、次の方式により各作業単価を積算するものとする。

各作業単価 = (直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等) + 消費税相当額

(2) 各構成要素の算定

① 直接費

- イ) 直接人件費 設計業務の処理に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出して得た額とする。
- ロ) 直接経費 図面作成に必要な事務用品等(直接人件費×直接経費率により計上)と協議打合せに係わる旅費交通費とする。

② その他原価

間接原価(当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費)からなり、次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{直接人件費} \times \left\{ \frac{\alpha}{1 - \alpha} \right\}$$

α は35%として、係数 $(\alpha / (1 - \alpha))$ の端数は、パーセント表示で小数第2位(小数第3位四捨五入)まで表示する。

③ 一般管理費等

一般管理費及び付加利益からなり、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{直接費} + \text{その他原価}) \times \left\{ \frac{\beta}{1 - \beta} \right\}$$

β は30%として、係数 $(\beta / (1 - \beta))$ の端数は、パーセント表示で小数第2位(小数第3位四捨五入)まで表示する。

④ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

4. 直接人件費対象技術者

直接人件費対象技術者は、技師（B）、技師（C）、技術員とする。

5. 標準歩掛

(1) 図面作成

図面作成の歩掛算出に当っては、図面作成の難易度と修正率等の組合せを勘案し、直接人件費の標準歩掛（修正率30%未満を標準）に修正等の作業量の程度に係わる修正係数を乗じたものを加算するものとする。

① 標準歩掛

(1枚当り)

職 種		直接人件費			備 考
		技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
区 分					
図面修正	A-②	0.228	0.19	0.266	修正率30%未満を標準 (A-②、B-②)
	B-②	0.418	0.228	0.19	

② 修正係数

図面修正率等 難易度	①修正率 10%未満	②修正率 30%未満	③修正率 50%未満	④修正率 50%以上	⑤ 追加作成
A 比較的簡易な図面	-0.723	0	0.723	1.447	2.171
B 比較的複雑な図面	-0.723	0	0.723	1.447	2.171

(注) 1. 図面作成の難易度は、原則として「図面作成の難易度表」による。

2. 修正率は、図面修正面積の全体面積に対する百分率とする。

3. 追加作成は、設計条件の一部変更等により、必要となる新規図面を作成する作業とする。

4. 図面作成＝標準歩掛＋（修正係数×標準歩掛）

(2) 数量計算

数量計算は、図面作成に伴う各種数量及び概算工事費の算出とする。

標準歩掛

(1枚当り)

職 種		直接人件費			備 考
		技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
区 分					
数 量 計 算		0.024	0.100	0.151	

(3) 設計計算

設計計算は、図面作成に伴う手計算で可能な簡易な安定計算・応力計算とする。

標準歩掛 (1枚当り)

職 種 区 分	直接人件費			備 考
	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	
設 計 計 算	0.142	0.076	0.034	

(4) 協議打合せ

業務内容に係わる協議打合せは、必要に応じて計上するものとする。

標準歩掛 (1回当り)

職 種 区 分	直接人件費	備 考
	技 師 (B)	
協 議 打 合 せ	0.5	直接経費（旅費交通費） を計上

6. 直接経費

(1) 図面作成

直接経費率は3%とする。

図面作成に係わる直接経費は、直接人件費^{*}×0.03（1枚当り）を計上する。

※直接人件費は、図面作成の難易度A・Bと図面修正率①②③④⑤の組み合わせでの区分においても、A-②の直接人件費 技師（B）0.228人、技師（C）0.19人及び技術員0.266人とする。

(2) 数量計算

直接経費率は3%とする。

数量計算に係わる直接経費は、直接人件費^{*}×0.03（1枚当り）を計上する。

※直接人件費は、数量計算の直接人件費 技師（B）0.024人、技師（C）0.100人及び技術員0.151人とする。

(3) 設計計算

直接経費率は3%とする。

設計計算に係わる直接経費は、直接人件費^{*}×0.03（1枚当り）を計上する。

※直接人件費は、設計計算の直接人件費 技師（B）0.142人、技師（C）0.076人及び技術員0.034人とする。

(4) 協議打合せ

協議打合せに係わる直接経費は、旅費交通費とする。

7. その他

(1) 端数処理

- ・標準歩掛に修正係数等を乗じた数量は指定がない限り、端数処理は行わない。
- ・直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の金額は、1円単価（1円未満切捨て）で計算する。
- ・図面作成、数量計算及び設計計算の単価（税抜）は、100円単位とする。調整は一般管理費等で行う。

(2) 基準単価に対する各種単価の比率の算出方法

- ① 図面作成、数量計算、設計計算及び協議打合せの単価を算出する。
- ② 仕様書に示す基準単価を100%とし、①で算出した各種単価の比率（%、小数点以下四捨五入）を算出する。